二　前項の当該連結法人の株主法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主法人を除く。）と同項の個人との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主法人がそれぞれその発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式等を当該個人又は出資関連法人（その発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式等が当該個人又は他の出資関連法人によつて所有されているものに限る。）によつて所有されている場合に限る。）　当該株主法人の有する当該連結法人の株式等の数又は金額が当該連結法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合（当該株主法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

13　法第六十八条の八十九の二第二項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該連結法人に係る関連者が第三者を通じて当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合における当該第三者

二　当該連結法人に係る関連者が第三者に対して当該連結法人の債務の保証をすることにより、当該第三者が当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合における当該第三者

三　当該連結法人に係る関連者から当該連結法人に貸し付けられた債券（当該関連者が当該連結法人の債務の保証をすることにより、第三者から当該連結法人に貸し付けられた債券を含む。）が、他の第三者に、担保として提供され、債券現先取引（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。）で譲渡され、又は現金担保付債券貸借取引（法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。）で貸し付けられることにより、当該他の第三者が当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合における当該第三者及び他の第三者

14　法第六十八条の八十九の二の規定を適用する場合において、その者が同条第一項の連結法人に係る関連者等に該当するかどうかの判定は、同項の連結法人の各連結事業年度終了の時の現況によるものとする。

15　法第六十八条の八十九の二第三項に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行つたことにより受けるべき対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還有価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるものとする。

16　法第六十八条の八十九の二第三項に規定する政令で定める金額は、各連結法人の当該連結事業年度の受取利子等（同条第三項に規定する受取利子等をいう。以下この項において同じ。）の額（その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人から受けるものを除く。以下この項において同じ。）から第五項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係る第六項に規定する対応債券現先取引等に係る受取利子等の額を控除した金額（その連結法人に係る関連者等のうち法第二条第一項第一号の二に規定する居住者、内国法人、所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人（以下この項において「国内関連者等」という。）から受ける受取利子等の額にあつては、各国内関連者等の別に計算した当該控除した金額と、当該連結法人の当該連結事業年度の期間と同一の期間において当該各国内関連者等が非国内関連者等（当該連結法人及び当該連結法人に係る他の国内関連者等以外の者をいう。）から受けた受取利子等の額とのうちいずれか少ない金額とする。）の合計額に、当該各連結法人の当該連結事業年度の法第六十八条の八十九の二第二項に規定する支払利子等の額（同項に規定する政令で定める金額を除く。）の合計額のうちに関連者支払利子等の額（同項に規定する関連者支払利子等の額をいう。第十八項及び第二十二項において同じ。）の合計額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

17　法第六十八条の八十九の二第七項に規定する法第六十八条の八十九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前条第一項各号に定める金額（同条第二項又は第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する同条第一項各号に定める金額）とする。

18　法第六十八条の八十九の二第八項に規定する法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等又は法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額は、当該連結事業年度（以下第二十一項までにおいて「調整連結事業年度」という。）における法第六十八条の八十九の二第一項に規定する超える部分の金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　各連結法人の当該調整連結事業年度における関連者支払利子等の額の合計額

二　当該連結法人の当該調整連結事業年度における関連者支払利子等の額のうち、当該連結法人に係る法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等又は法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人（以下第二十一項までにおいて「特定子法人」という。）の特定子法人事業年度の期間（当該調整連結事業年度開始の日前の期間がある場合には、当該期間を除く。）内に当該特定子法人に対して支払われたもの

19　法第六十八条の八十九の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する調整対象金額のうち政令で定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結法人の調整連結事業年度における当該特定子法人に係る調整対象金額（法第六十八条の八十九の二第八項に規定する調整対象金額をいう。次号及び次項において同じ。）

二　当該連結法人に係る特定子法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める金額

イ　法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等　当該連結法人の調整連結事業年度における当該特定外国子会社等の特定子法人事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同条第四項に規定する個別部分課税対象金額（当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る前項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）

ロ　法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人　当該連結法人の調整連結事業年度における当該特定外国法人の特定子法人事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同条第四項に規定する個別部分課税対象金額（当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る前項第二号に掲げる金額が含まれるものに限る。）

20　調整連結事業年度に係る特定子法人に係る調整対象金額を有する連結法人が当該調整連結事業年度に係る法第六十八条の八十九の三第二項に規定する当該特定子法人に係る調整対象連結超過利子額を有する場合には、前項第二号イ又はロに定める金額については、次条第三項の規定により計算した金額（当該特定子法人に係る部分に限る。）に相当する金額を控除した残額とする。

21　第十八項第二号及び第十九項第二号に規定する特定子法人事業年度とは、当該連結法人に係る特定子法人の事業年度のうち当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日が当該連結法人の当該調整連結事業年度に含まれるものをいう。

22　法第六十八条の八十九の二第九項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の同条第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分の金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額

二　当該連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額